

今年7月1日から

学校・病院・行政機関 などが禁煙に!

2018年7月に成立した改正健康増進法により、今年7月からたばこによる健康への影響が大きい子どもや病気の人に配慮し、学校や病院、児童福祉施設、行政機関などが「敷地内禁煙」となります。さらに、来年4月からは、飲食店を含むほとんどの施設が原則、屋内禁煙となります。

※自治体によって受動喫煙に関する独自の条例を設けている場合があります。

改正のポイント

- 1 「望まない受動喫煙」をなくす
- 2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者に特に配慮
- 3 施設の類型・場所ごとに対策を実施

具体的にどう変わる?

従来

受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が明らかでない

非喫煙者

望まない受動喫煙をしてしまう

喫煙者

意図せずに受動喫煙をさせてしまう



2019年7月～

学校・病院・児童福祉施設・行政機関など

敷地内禁煙

20歳未満の人、病気の人などが利用する施設や屋外は、受動喫煙対策が徹底されます。

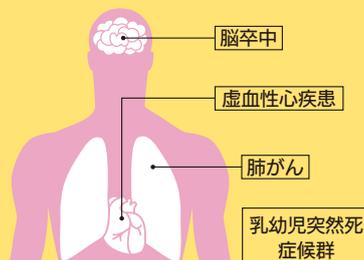


(屋外で受動喫煙を生じさせない措置を講じた場所に喫煙場を設置することができます。)

受動喫煙 の 実情

大切な人を傷つける煙

年間約15,000人が受動喫煙により死亡していると推計されています。また、受動喫煙にかかわる医療費は年間約3,200億円ともいわれています。



(厚生労働省 受動喫煙防止対策徹底の必要性より)